

# 第二期白石市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度  
(一部改訂抜粋版)

令和4年9月  
白石市

※ 改定箇所は、「第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」の一部のみ、該当箇所は下線で表示

(白地)

## 第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

---

### 1 教育・保育提供区域の設定

第一期の子ども・子育て支援事業計画において、本市では、教育・保育提供区域を全市で1区域と設定し、教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」を設定してきました。

本市の既存の教育施設の分布や利用状況、柔軟なサービスの需給調整やサービスの選択などを考慮し、第二期計画においても、引き続き全市で1区域とします。

#### ■教育・保育提供区域

全市で1区域

## 2 教育・保育事業

### (1) 前提となる事項

新制度のもとでは、幼稚園や保育園、認定こども園、地域型保育を利用する際には、教育・保育給付認定を受けることとなります。教育・保育給付認定には、子どもの年齢や保育の必要性に応じて、1号認定から3号認定まで3つの区分があります。この区分によって、利用できる施設や時間が変わります。

#### ■教育・保育給付認定区分

教育・保育給付認定区分		対象	保育の必要性	利用先	利用時間
満3歳以上	1号認定	幼稚園などの利用を希望する人	なし	幼稚園など	8:30~13:30 (市立幼稚園の保育時間)
	2号認定	就労等保育の必要な事由に該当し、保育園などでの保育を希望する場合	あり	保育園など	保育標準時間： 1日最大11時間 保育短時間： 1日最大8時間
満3歳未満	3号認定				

新制度では、1号認定を受けることで「幼稚園など」、2号認定または3号認定を受けることで「保育園など」の利用が可能です。

ただし、新制度に移行しない選択をした幼稚園は、教育・保育給付認定を受けなくても利用が可能です。

また、認可外保育施設などは、保育の必要性「なし」の子どもも利用が可能です。

白石市内の幼稚園・保育園などは、次のとおりです。

#### ■白石市内の幼稚園・保育園など

	施設名
幼稚園など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (公立) 第一・第二幼稚園</li> <li>● (私立) ひかり幼稚園※1</li> </ul>
保育園など	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (公立) 南・北・越河・深谷・白川・大鷹沢保育園</li> <li>● (私立) 白石はるかぜ保育園、認可保育所あそびの森、ひかりこども園ぐんぐん※2、ベビーホームひまわり※2</li> </ul>

※1：新制度に移行しない幼稚園については、教育・保育給付認定は不要です。

※2：認可外保育施設などは、保育の必要性「なし」の子どもも含まれます。

※3：事業所内に勤めている方のお子さんのみを保育する施設は記載を省略しています。

## (2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月1日から、幼児教育・保育の無償化が実施されました。これに伴い、新制度に移行していない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育事業などの利用に係る「子育てのための施設等利用給付」の制度が創設されました。

この制度は、市の確認を受けた施設・事業を市の認定を受けた子どもが利用した場合、保育料・利用料に要する費用を給付するものです。

給付を受けるにあたっては、新1号、新2号または新3号の認定を受ける必要があります。

実施にあたっては、施設・事業者の事務負担へ配慮するとともに、保護者に対する情報提供などを通して施設等利用給付の円滑な実施に努め、保護者の経済的負担の軽減を図ります。

### ■認定区分と提供施設

認定区分		保育の必要性	対象施設・事業	認定に要する保育必要量
新1号	3～5歳児	なし	幼稚園など	不要
新2号	3～5歳児	あり	幼稚園の預かり保育、認可外保育施設、一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業など	
新3号	0～2歳児 (非課税世帯)			

### (3) 児童人口の推計

住民基本台帳人口を基に、コーホート変化率法※を用いて算出した将来の児童推計人口は次のとおりです。

令和2年度から令和6年度にかけて、11歳以下の児童人口は2,572人から2,155人へと417人の減少が見込まれます。

#### ■児童推計人口

(人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	154	149	145	141	137
1歳	164	153	148	144	141
2歳	203	164	152	148	144
3歳	189	203	163	152	147
4歳	217	190	204	164	153
5歳	211	217	190	204	164
6歳	218	211	217	190	204
7歳	231	217	211	217	189
8歳	222	231	217	210	216
9歳	245	222	231	217	210
10歳	251	245	222	231	217
11歳	267	253	247	223	233
合計	2,572	2,455	2,347	2,241	2,155

※「コーホート変化率法」とは、同じ期間に生まれた人の集団（コーホート）を対象に、過去の実績人口の動きから「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

(4) 計画期間における量の見込みと確保方策（提供体制）

■【量の見込み及び確保方策】（基準日：各年4月1日）

(人)

令和2年度		1号認定	2号認定	3号認定		
量の見込み／確保方策		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み※1		265	352	242	39	203
②確保方策※2	教育・保育施設※3	280	312	188	39	149
	地域型保育事業※4			12	3	9
	認可外保育施設※5		0	53	17	36
	確認を受けない幼稚園※6	320				
	計	600	312	253	59	194
②－①		335	▲40	11	20	▲9
令和3年度		1号認定	2号認定	3号認定		
量の見込み／確保方策		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		205	405	217	38	179
②確保方策	教育・保育施設	225	414	261	57	204
	地域型保育事業			19	6	13
	認可外保育施設		0	18	6	12
	確認を受けない幼稚園	0				
	計	225	414	298	69	229
②－①		20	9	81	31	50
令和4年度		1号認定	2号認定	3号認定		
量の見込み／確保方策		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		191	366	210	37	173
②確保方策	教育・保育施設	225	414	261	57	204
	地域型保育事業			19	6	13
	認可外保育施設		0	18	6	12
	確認を受けない幼稚園	0				
	計	225	414	298	69	229
②－①		34	48	88	32	56

※1 量の見込み：現在の利用状況や今後の利用希望を踏まえた必要数

※2 確保方策：利用定員に加え、利用定員が必要とされる量に不足する場合は整備目標を合わせたもの

※3 教育・保育施設：幼稚園・保育園など

※4 地域型保育事業：0～2歳児を対象とした原則定員19人以下で実施する保育事業

※5 認可外保育施設：認可保育所以外で、都道府県の調査を受けている小規模な保育施設

※6 確認を受けない幼稚園：子ども・子育て支援制度の対象としての運営費受給に関する確認を受けない幼稚園

令和5年度		1号認定	2号認定	3号認定		
量の見込み／確保方策		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		182	338	208	36	172
②確保方策	教育・保育施設	225	414	261	57	204
	地域型保育事業			19	6	13
	認可外保育施設		0	18	6	12
	確認を受けない幼稚園	0				
	計	225	414	298	69	229
②－①		43	76	90	33	57
令和6年度		1号認定	2号認定	3号認定		
量の見込み／確保方策		3～5歳	3～5歳	0～2歳	0歳	1・2歳
①量の見込み		167	297	206	35	171
②確保方策	教育・保育施設	225	414	261	57	204
	地域型保育事業			19	6	13
	認可外保育施設		0	18	6	12
	確認を受けない幼稚園	0				
	計	225	414	298	69	229
②－①		58	117	92	34	58



## (5) 推進の方向性

1号認定は、既存の確保方策（定員数）が量の見込みを上回っています。

2号認定は、深谷保育園に代わる新たな保育園の整備及び私立幼稚園の認定こども園移行が進むことにより、増加する保育ニーズに対応します。

3号認定は、小規模保育事業所、深谷保育園に代わる新たな保育園の整備及び私立幼稚園の認定こども園移行が進むことにより、増加する保育ニーズに対応するとともに、待機児童の解消に努めます。

### 【3号認定保育利用率】

(実・人/%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
満3歳未満児童数 (A)	521	466	445	433	422
3号認定子どもの利用定員数 (B)	200	280	280	280	280
保育利用率 (B/A)	38%	60%	63%	65%	66%

満3歳未満の子どもの数全体に占める3号認定子どもの「利用定員数」の割合（保育利用率）は、令和3年度に60%以上になることを目指します。

ここで言う「利用定員数」とは、「教育・保育施設」及び「地域型保育事業」の確保の方策の数を指します。（認可外保育施設の利用は含みません。）

### 3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供等

#### (1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

計画策定時点において、本市内には認定こども園がなく、市民の認定こども園に対するニーズは幼稚園や保育園と比べて高くないのが現状です。しかし、認定こども園は、3歳以上の子どもが、保護者の就労状況及びその変化によらず、柔軟に子どもを受け入れられるという特長や地域の子育て支援を行う機能もあり、全ての子どもに良質な成育環境を保障するという新制度の考え方からも普及促進を図っていくことが重要です。

民間の幼稚園・保育園は、設置者の移行に関する意思を尊重し、必要に応じて適宜情報提供を行うことで、認定こども園への移行を支援します。

#### (2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及び推進方策

乳幼児期の発達には、連続性を有することや幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることなどを踏まえ、幼稚園、保育園、小学校間の連携を充実します。

幼稚園教諭・保育士等の資質・能力の向上に向けて研修の充実を図るとともに、保育施設・事業所などの運営を支援します。

そして、障がいのある子どもや外国籍の子どもなど、特別な配慮が必要な子どもが円滑に幼児期の学校教育・保育等を利用できるよう情報提供を行うとともに、関係機関などと連携し、相談・支援体制の強化を図ります。

#### (3) 幼稚園・保育園・小学校の連携、なめらかな接続の取り組みの推進

本市独自の事業として、市内の公私立の幼稚園の教職員、保育園の保育士、公立小学校の教員を対象として、接続のカリキュラムに関する合同研修会（授業参観）を年1回開催しており、今後も継続して実施していきます。

また、市内の各小学校とそれに接続する近隣幼稚園・保育園を3つのブロックに分け、幼児・児童・教職員などの交流活動も行っており、特に教職員同士の顔の見える関係の構築を重視しながら、小学校への児童のスムーズな受け入れを図っています。

さらに、幼児期から小学校段階への子どもたちの発達と学びの連続性を考慮し、幼稚園や保育園から小学校生活への円滑な接続を図ることを目的に、本市の各小学校区で共通して実践できる白石市接続カリキュラムを作成し、実施しています。

このカリキュラムは、幼稚園・保育園の年長児後半から取り組む「アプローチカリキュラム」と、小学校入学当初の学習や生活へのスムーズな適応を意図した「スタートカリキュラム」から構成されています。

## 4 地域子ども・子育て支援事業

### ■利用者支援事業

一人一人の子どもが健やかに成長できるように、子ども、保護者及び妊産婦の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供、相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡・調整などを行います。

(か所)

【基本型(※1)・特定型(※2)】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
【母子保健型(※3)】		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1

※1 基本型：利用者の身近な場所で、子育て家庭からの日常的な相談を受け、利用者のニーズに合った子育て支援に関する情報を提供する「利用者支援」と、地域の関係機関と連絡調整を行う「地域連携」をともに実施する支援形態

※2 特定型：市町村の窓口などで、地域で開所している保育園や各種保育サービスの情報提供を行うことで利用を支援することをメインとする支援形態

※3 母子保健型：市町村の健康センターなどで、妊娠期から子育て期まで母子の保健や育児に関する様々な相談に応じ、適切な情報提供と母子保健サービス等を紹介したり、関係機関と協力し、必要に応じて子育て家庭の支援プランを策定する支援形態

### 【今後の方向性】

令和2年度内に、子育て世代包括支援センター（母子保健型）を健康センター内に開設し、母子保健に関する相談、助言や関係機関との連携について強化します。

また、平成28年度に開始した基本型と連携して取り組みを強化します。

■時間外保育事業（延長保育）

保護者の就労形態の多様化などに対応するため、教育・保育の給付に関する認定を受けた時間を超えて保育を行います。

（実・人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	70	76	71	68	64
	確保方策	80	80	80	80	80
	施設数	8	8	8	8	8

【今後の方向性】

第二期計画で整備を予定している民間保育園や小規模保育事業所での受入体制整備を推進するなど、保護者の延長保育ニーズへの対応を図ります。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者の仕事などにより昼間家庭にいない市内の小学校に通学している児童に、放課後等に適切な遊びと生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。

また、保護者が安心して就労できる環境づくりに努め、仕事と子育ての両立を支援します。

（実・人）

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込	1年生	82	79	81	71	77
		2年生	87	81	80	81	71
		3年生	83	87	81	79	80
		4年生	68	62	64	60	59
		5年生	70	67	62	64	60
		6年生	74	71	68	62	64
		合計	464	447	436	417	411
	確保方策		410	440	440	440	440
施設数		6	7	7	7	7	

【今後の方向性】

保護者の就労支援と子どもたちの健全な放課後の居場所づくりのため、今後の児童数の見込みや保護者・地域の意向を踏まえながら事業を展開していきます。令和3年4月の開設を目指し深谷放課後児童クラブの整備を行うほか、各放課後児童クラブの運営を支援していきます。

■地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集まり、相互交流をしながら育児不安などに関する相談指導等を実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う拠点です。

(延べ・人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	2,067	1,955	1,820	1,731	1,609
	確保方策	3,000	3,000	3,000	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>
	施設数	1	1	1	1	1

【今後の方向性】

利用者のニーズに応じた子育て支援施策を展開することで親同士のつながりを深め、子育てに対する悩みや不安を軽減し、安心して子育てができるよう、地域の子育て支援を図ります。

■一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園において、通常の教育時間の後や長期休業中などに、希望する保護者の子どもに向けて実施される預かり保育事業です。

(延べ・人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	59	16,509	16,504	<u>2,465</u>	<u>2,465</u>
	確保方策	400	16,850	16,850	<u>6,600</u>	<u>6,600</u>

【今後の方向性】

公立幼稚園は、利用者ニーズなどの推移を注視しながら保育サービス提供を実施するとともに、令和3年度からの私立幼稚園の認定こども園移行も反映していきます。

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）

幼稚園型以外で実施される未就学児を対象とした預かり保育で、保護者の方の入院や通院、学校行事への参加、また、育児疲れによる負担軽減などにより一時的に保育を必要とするときに、保育園やファミリー・サポート・センター等を利用する保育事業です。

なお、ファミリー・サポート・センターでは、保育施設などへの送迎も行っています。

（延べ・人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1,707	1,614	1,503	1,430	1,329
	確保方策 一時預かり （幼稚園以外）	1,880	1,880	1,880	1,880	1,880
	ファミリー・サポート・センター（病児・病後児以外）	1,000	1,000	1,000	500	500

【今後の方向性】

平成 29 年度から開始した南保育園での一時預かり事業を中心に、家庭的な環境での預かりを求める方や、一時預かり事業のサービス内容・時間以外の部分はファミリー・サポート・センターでの保育サービス提供により、支援の充実を図ります。

■病児病後児保育事業

病児保育は、当面病状の急変が認められない子どもを、仕事などの事由により保護者の方などが家庭で保育ができない場合、施設等に預けることができる保育サービスです。

また、病後児保育は、病気は治っているものの、まだ本来の状態に戻っていないため普通の保育メニューを受けるのが厳しい回復期の子どもを、仕事などの事由により保護者の方などが家庭で保育ができない場合、施設等に預けることができる保育サービスです。

（延べ・人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	206	196	188	179	172
	確保方策 病児病後児保育	0	0	0	0	0
	ファミリー・サポート・センター（病児・病後児利用）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

病児病後児保育のあり方を検討するとともに、業務委託可能と思われる運営事業者へ働きかけを継続します。

■子育て援助活動支援事業（ファミサポ就学児）

「子育ての手助けをしてほしい方（依頼会員）」が、「子育ての援助に協力いただける方（提供会員）」に子どもを預けたり、送迎の援助を受けることで、地域で助け合いながら子育ての応援をする相互援助活動です。

（延べ・人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	193	185	181	173	171
	確保方策 ファミリー・サポート・センター（低学年）	250	250	250	250	250
	ファミリー・サポート・センター（高学年）	150	150	150	150	150

【今後の方向性】

放課後児童クラブの充実などにより、預かりでの利用は限定的ではありますが、放課後児童クラブや塾等への送迎などを中心としたニーズが一定程度あり、これに対応できる提供会員の確保に努めていきます。

■妊婦健康診査

妊婦の健康・出産と、子どもの健やかな成長を応援するために、妊婦健康診査の費用を助成します。

（延べ・人／回）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
計画値	量の見込み	受診者数	166	161	157	152	148
		健診回数	2,338	2,268	2,212	2,142	2,086
	確保方策	2,520	2,520	2,520	2,520	2,520	

【今後の方向性】

産科医療機関と連携し、早期の母子健康手帳・妊婦健診助成券交付に努め、妊婦の費用負担を減らすことで、妊婦健診の継続受診を図ります。

## ■乳児家庭全戸訪問事業

保健師または助産師が家庭を訪問し、体調や育児などに不安のある妊産婦や生後4か月までの乳児、小さく生まれた乳児（養育医療対象児）の健康管理や授乳方法、育児等について相談などを行う事業です。

(実・人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	154	149	145	141	137
	確保方策	160	160	160	160	160

### 【今後の方向性】

全件の訪問を目指し、出生連絡票提出について周知を徹底します。

また、遠方に里帰りの方については、里帰り先の自治体と連携し、早期支援を調整することにより、保護者の不安解消と児童の成長・発達確認に努めます。



■養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（実務者会議台帳登載者数）

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業と、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

■養育支援訪問事業

（実・人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	45	48	50	52	54
	確保方策	60	60	60	60	60

【今後の方向性】

養育支援訪問事業は、日頃から関係機関との連携を密にすることや、母子健康手帳交付時の面接により、養育支援を要する家庭に早期からの支援を開始することにより、保護者の孤立化を防ぎ、虐待予防を図ります。

■子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（実務者会議台帳登載者数）

（実・人）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	92	94	95	96	98
	確保方策	120	120	120	120	120

【今後の方向性】

白石市子どもネットワーク連絡協議会の開催や、要保護児童対策地域協議会実務者会議を通して関係機関と連携・協働を図り、要保護児童の適切な保護に努めます。

---

第二期白石市子ども・子育て支援事業計画  
令和2年度～令和6年度

令和2年3月発行  
令和4年9月一部改訂

白石市 保健福祉部 子ども家庭課  
〒989-0292 宮城県白石市大手町1番1号  
TEL 0224-22-1363  
FAX 0224-22-1316

---